

## 第10回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月6日(木) 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市岬公民館 1階 大会議室
- 3 出席委員(12名)

1番 藤平 正一	3番 鈴木 茂雄	4番 吉清 哲司
5番 池田 誠	6番 中村 好男	7番 三枝 正直
8番 高橋 奈緒美	9番 高浦 伸芳	10番 麻生 等
11番 福山 博久	12番 松崎 秋夫	13番 吉野 鋭致
- 4 欠席委員(1名)

2番 織本 幸一
----------
- 5 提出議案
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 令和4年度第7次農用地利用集積計画(案)について
  - 議案第5号 農用地利用配分計画(案)について
  - 議案第6号 買受適格証明願について
  - 議案第7号 非農地判断についてその他

(開会 午後3時03分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

ただいまから令和4年第10回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、2番、織本副会長の1名であり、出席委員数は、委員総数13名中12名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号6番、中村委員、議席番号9番、高浦委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号9の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当し、また、番号8から番号11は同一譲受人となりますので、初めに番号1から番号7までを審議いただき、その後に番号8から番号11について審議をお願いいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明します。

番号1及び番号2は同一の譲受人による案件の為、まとめて説明いたします。

譲渡人理由は、遠方に居住し、高齢で耕作出来ない為、譲受人理由は、譲渡人の要望に応じる為です。

申請土地、弥正字下曲田、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、贈与による所有権移転、図面番号1と2です。

番号3、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利な為です。

申請土地、大原字南文塚、地目、畑、〇〇〇〇㎡、ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転、図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、山田字上畑、地目、畑、〇〇〇〇㎡、ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転、図面番号4です。

番号5につきましては、総面積〇〇〇〇㎡で、〇〇〇〇㎡が畑、〇〇㎡が墓地と登記簿謄本のとおり記載しておりますが、現地はすべて畑であったため、審議は〇〇〇〇㎡でお願いします。

譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、自宅に隣接し耕作に便利な為です。

申請土地、下布施字後部田、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転、図面番号5です。

番号6、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。

申請土地、下布施字上徳蓮寺、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、贈与による所有権移転、図面番号6です。

番号7、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、岬町椎木字沖田、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、賃貸借権設定で、図面番号は7です。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく願いたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入りますが、番号1及び番号2については、当該地区の担当委員、2番、織本副会長が欠席であるため、私の方から補足説明をさせていただきます。

藤平会長 番号1及び番号2について、2番、織本副会長より、問題なしとの連絡を受けております。

議長 続きますして、番号3について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。

申請地は、畑〇〇筆、田が〇〇筆の休耕地で、今回、畑として利用し、ネギ、ニンジンの野菜や栗、ビワなどを栽培するもので、問題ないものと思われま。

以上です。

議長 続きますして、番号4について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。高浦です。

近隣の方が求めるということで、畑、これ以上荒らしてあったのでは、なかなか再耕作が不可能となってしまうので、ちょうどいい機会にやっていただける方が出てきていただいて、よろしいのではないかと。特に問題ないと思います。

議長 続きますして、番号5及び番号6について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい。3番、鈴木です。

5番につきましては、先月の総会の際に、この〇〇さんの田んぼを耕作するというので承認いただきまして、今回はですね、隣接する畑も耕作して、果物などを作るということで特に問題ないと思います。

6番につきましても、先々月でしたか、同じ家の譲渡人と譲受人なのですが、高齢で出来ないということで〇〇さんが耕作するというので特に問題ないと思います。よろしく審議の程お願いします。

議長 続きますして、番号7について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 13番、吉野です。

この地域は、梨栽培が盛んで、譲受人の〇〇さんも、この休耕田を借り受けて、補助事業等を利用して埋め立てをしまして、梨栽培を行うという

ことで、今現在も行っているのですが、規模拡大するということです。  
問題ないと思います。審議の程お願いします。

議長 それでは、担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑  
ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない  
場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号7については、原案のとおり可決  
されました。

続きまして、議案第1号の番号8から番号11についての審議に移りま  
すが、議事参与の制限により、私はしばらくの間、退室をさせていただきます  
ので、その間、議長を、地方自治法第107条、議長の職務を行う者  
がないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う、との規定を準用し、  
年長の委員である池田委員をお願いいたします。

(藤平会長退室)

池田委員 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力  
のほどよろしく願います。

番号8から番号11について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号8から番号11は同一の譲受人の為、まとめて説明いたします。

まず、番号8、10、11について、譲渡人理由は、高齢により耕作出  
来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、山田字萬木原、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆  
合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転、図面番号は8です。

番号9について、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為、譲受人理由  
は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、山田字萬木原、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転、図面番号8です。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく願いたします。

議長 ただいま、事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明に入ります。

番号8から番号11について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。高浦です。

該当土地を買い受ける方は、隣接農地を取得している方です。この土地は河川が近くにあつて、奥まっていますね、荒廃しかけている農地です。隣接の方が買い求めて、果樹を作ることなので特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ただいま、担当委員の補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手をお願いします。

全員挙手でございます。

よって、議案第1号の番号8から番号11については、原案のとおり可決されました。

それでは、藤平会長の入室をお願いいたします。

(藤平会長入室)

池田委員 会長が戻りましたので、これで議長を交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

議長 それでは、続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は大原白代の田と畑〇〇〇〇㎡です。農村環境改善センターの東側に位置します。図面番号9です。

申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから

第3種農地に該当します。

当初計画内容、建売分譲住宅〇〇棟用地。当初許可年月日、令和4年3月4日許可。当初許可指令番号、千葉県夷農指令第272号の14-5。

変更理由、隣接農地を譲受け、区画を拡大するため。変更後の全体計画は〇〇〇〇㎡です。追加部分については、本申請と同時に農地法第5条の規定による許可申請がなされております。議案第3号、番号1です。

建売分譲住宅、〇〇棟計、〇〇〇〇㎡、車庫、〇〇棟計、〇〇〇〇㎡を建築し、進入路、〇〇〇〇㎡を設置します。

用水は市営水道。排水は合併浄化槽で処理後、既設の排水路に放流します。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。

今回の計画変更につきましては、道路から見た場合、前回許可された奥側に〇〇筆土地を取得するもので、現況は栗、柿等が数本ありまして、特に問題ないものと思われまます。

以上です。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号ですが、説明の前に議案の訂正がございます。

番号5ですが、2筆目、岬町中原川崎〇〇〇〇の面積で〇〇〇〇となっておりますが、〇〇〇〇の内〇〇〇〇に訂正をお願いします。また、合計面積が〇〇〇〇となっておりますが、〇〇〇〇に訂正をお願いします。

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1は、議案第2号番号1と同一案件の為、説明を省略させていただきます。

番号2、本件土地は小池鶴舞の田と畑〇〇〇〇㎡で、小池区公会堂の南側に位置します。図面番号10です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は太陽光発電施設で、太陽光パネルを300枚設置するものです。

権利の内容は賃貸借権設定です。

所要資金は〇〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係ですが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について平成31年3月6日付で事業認定済、いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に規定する太陽光発電設備設置の届出について市環境保全課に届出予定です。

番号3、本件土地は、若山北若山の畑〇〇〇〇㎡で、妙経寺の南側に位置します。図面番号11です。

申請地は、10ヘクタール以上の広がり内にある農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、専用住宅、〇〇㎡、及び車庫、〇〇㎡です。

譲受人は現在、神奈川県で生活をしておりますが、温暖な気候、永住に適した環境が気に入り、いすみ市に移住する計画を立てました。申請地に自力施工で住宅を建築します。

用水は市営水道、排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併

浄化槽で処理後、前面の排水路へ放流します。東海土地改良区へ排水路の使用許可申請予定です。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は364万円で自己資金にて行います。

番号4、本件土地は、日在横宿北西の畑〇〇〇〇㎡で、三門駅の東側に位置します。図面番号12です。

申請地は、三門駅から500m以内の農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅、〇〇〇〇㎡、車庫・物置、〇〇㎡及び進入路〇〇〇㎡です。

譲受人は現在、成田市で生活をしておりますが、以前から田舎暮らしに憧れており、あちこちの物件を探して申請地を見つけました。

用水は市営水道及び地下水です。排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面の排水路へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号5、本件土地は、岬町中原後田の田〇〇〇〇㎡で、太東小学校の東側に位置します。図面番号13です。

申請地は、番号3と同様の要件であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は農家住宅、〇〇〇〇㎡です。

借主は祖父母の介護や農業の手伝いの為、祖父の所有する実家に隣接する農地を借受け、農家住宅を建築します。

造成等を行わず、整地のみ行います。

用水は市営水道。排水は合併浄化槽で処理後、既設の配水管へ放流します。

権利の内容は、使用貸借権設定です。

所要資金は、〇〇〇〇万円で借入金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。  
番号1及び番号2について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。

番号1につきましては、第2号議案に係る5条申請でありまして、先程言いましたように、申請地は果樹等が数本ありまして、申請土地に隣接して水路があり、水路敷という境界杭が数本敷設してあり、境界も明確であることから、問題ないものと思われま。

番号2につきましては、申請地は国道128号線沿いに位置し、休耕地で、その周辺は農地として広がりがない第2種農地の区域であり、また、太陽光発電施設が敷設されており、許可するも問題ないものと思われま。

以上です。

議 長 続きまして、番号3及び番号4について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

番号3、事務局の説明のとおりでございますが、集落に接続するというものでありまして、図面を見て頂くと分かるのですが、既に東側に1棟建っております。排水等説明がありましたとおり、特に問題ないと思いま。

番号4、ここも事務局の説明のとおりでございます。西側、既に家が建っております、宅地化されており、何ら問題ないと思いま。よろしくご審議願いま。

以上です。

議 長 続きまして、番号5について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 はい。

事務局の説明のとおりでございますが、何ら問題ないと思いまるのでご審議願いま。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、令和4年度第7次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和4年度第7次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明をさせていただく前に、訂正をお願いいたします。

39ページ目の田の計を142,355.00㎡に訂正を、合計を157,148.00㎡に、それぞれ訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。それでは、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和4年9月20日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は39ページに記載させて頂いております。

賃借権91件、貸付者91名、借受者3名、田、142,355㎡、畑、12,174㎡、樹園地、2,619㎡でございます。

なお、申請番号7-1から89につきましては、岩船地区における農地耕作条件改善事業に伴うものとなります。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。

議長 池田委員、どうぞ。

池田委員 ただいま説明ありました、7-11から何番まで。

事務局 7-1から89まで。

池田委員 耕作条件改善事業、どういう内容なのか。

事務局 今回、岩船地区で行われる事業でございますが、総事業費が1億2千万円、工事としましては、暗渠排水、面積17.5ha、用水路整備、延長4.0km、排水路整備、延長0.2km、畦畔、畦の除去を延長4.0kmと、主に4点が事業概要としてあげられるものとなります。

池田委員 これは国の事業ですか。

事務局 国庫補助事業となります。

池田委員 ありがとうございます。

議長 他に質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

借受申込者、1名、田、138,640㎡、畑、12,174㎡を、出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

なお、この配分計画（案）につきましては、議案第4号と同様、岩船地区における農地耕作条件改善事業に伴うものとなります。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。  
委 員 なし。  
議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない  
場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号、買受適格証明願につきまして、ご説明いたします。

まず、買受適格証明に関しまして、任期では初めての案件となりますので、仕組みを説明させていただきます。お手元の方の「農地法第3条関係事務指針より抜粋」と書かれた資料をご覧ください。

買受適格証明とは、債権者が裁判所に申し立て、あるいは国税局等による差し押さえにより、競売や公売にかかっている農地につきまして、その入札に参加するために必要となる証明書でございます。

これは、農地を取得しようとする者が入札に参加して、落札した場合、自動的にその落札者が所有権を取得するわけではなく、農地法上は、あくまで許可を受けた者でなければ所有権は取得できないため、入札に参加する段階で、その者が落札後に許可申請をした場合、許可を受けることができる者であるという部分をあらかじめ証明するための仕組みでございます。

買受適格証明を発行するかどうかにしましては、農地法の許可申請の手続きに準じて行うこととなっております。内容に問題がない場合には、証明書を発行するということを決定して頂くこととなります。

この買受適格証明をもって入札に参加し、落札した場合には、農地法の許可申請をすることとなりますが、事務処理の迅速化を図るため、国の通達によりまして、農業委員会の会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をしてさしつかえない旨の議決をしておくものとする。となっております、改めて総会に

諮り審議するわけではなく、先に落札後に許可申請があった場合には許可することにさしつかえない旨の議決につきましても、この場で併せて行って頂く仕組みとなっております。

このため、買受適格証明書の発行と農地法第3条の許可、この2つの議決について、本案件で同時に行って頂くということになりますので、ご審議をお願いいたします。

それでは提案説明に入ります。

願い出を受けた土地は、岬町桑田字南中通、地目は畑、面積は〇〇〇〇㎡、他〇〇筆、〇〇筆の合計〇〇〇〇㎡で、観音寺の西側に位置します。図面番号14です。

事由は公売参加による所有権移転、目的は農業経営規模拡大のためです。

この願い出につきましては、農地法3条申請要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 はい。6番、中村です。

今回、初めてとなるそうですけれども、現地確認いたしまして、公売参加者の方ですけれども、営農計画については、玉ねぎ、ジャガイモ等の作付けを行う計画となっております。また、今回の農地において、〇〇さんのほか、グループで耕作を行っていたとのこと。農業用機械もあり、特に問題ないと思われ。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。

議長 池田委員、どうぞ。

池田委員 グループで行っていたとのことですけど、どういう。

事務局 この地域で農産物加工等を行っているグループがありまして、その方たちが以前から利用をしていたとのこと。

池田委員 分かりました。

議長 他に質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、まず、買受適格証明願について、適格と証明することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、買受適格証明願については、適格と証明することに決しました。

次に、当該の証明を受けた申請人が、本議案と同一の内容をもって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合、許可とすることに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、同一の内容をもって申請がなされた場合、許可とすることに決しました。

続きまして、議案第7号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号、非農地判断につきまして、ご説明する前に、訂正をお願いいたします。

現況地目を畑から山林に、その下の田を畑に、それぞれ訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。それでは、ご説明いたします。

番号1、申出人は所有者と同じ、申出を受けた土地は山田字上畑、登記地目は畑、面積は〇〇〇〇㎡で、東ダムの東に位置します。図面番号15です。

現況としましては、お配りしました別途資料のとおり、山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更するとともに、申出人に非農地通知書を交付いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、9番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員     はい。9番、高浦です。

資料の航空写真見ていただいて、道路に面している奥に畑があるように見えますが、裏面の2枚の写真がその畑の状況となります。現状は奥まで入れない、山林が続いている状態ですので、これを農地というのは厳しい状況です。

以上です。

議 長     担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員     なし。

議 長     質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案、すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局     はい。

その他といたしまして、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は9月30日までに回答済の3件について、議案書、53ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議 長     他に何かありますでしょうか。

他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして、令和4年第10回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事 務 局     皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、11月の総会ですが、11月9日、水曜日、午後3時から大原文化センター大会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、10月21日、金曜日、週が変わりまして24日、月曜日、25日、火曜日の3日間となります。現地確認につきましては、10月26日、水曜日、及び27日、木曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

次に記録活動簿ですが、本日、9月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦労様でした。

(閉会 午後3時56分)



議事録署名人

議長

6 番委員

9 番委員